

2環第687号
令和3年3月3日

関係各位

愛媛県県民環境部長
(公印省略)

建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について

日頃より、本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力をいただいております、厚くお礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法等の改正に際し、石綿の飛散防止対策を円滑かつ的確に実施するため、環境省において、改正法に係る説明動画及び改正内容を取りまとめたチラシ及びリーフレットが作成され、今般、周知依頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体会員に御周知いただくとともに、引き続きアスベストの飛散・ばく露防止対策に御協力願います。

また、本改正に係る情報については、県ホームページに随時掲載していますので御確認ください。(https://www.pref.ehime.jp/h15600/taikihoukaisei.html)

担当
愛媛県県民環境部環境局
環境政策課 大気・環境評価係 末光
Tel 089-912-2347
Fax 089-912-2344

